

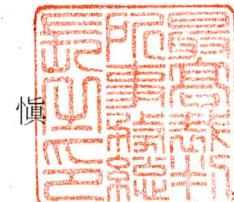
最高裁秘書第1921号

令和4年6月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習予定者に送付した書類については、要返却資料も含めて司法修習予定者が書き込みをしてもいいことが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年11月24日付け（同月26日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第5号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）